

一般社団法人群馬県理学療法士協会 求人情報運用規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という。）のホームページに求人情報を掲載する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

（掲載求人情報の掲載基準）

第2条 掲載する求人情報の掲載基準は、下記のとおりとする。

- （1）群馬県内において理学療法士を対象とする求人であること
- （2）群馬県内の施設からの求人であること
- （3）人材派遣など就職の仲介を目的としないものであること
- （4）本会が掲載する情報として適切と判断したものであること

（掲載内容の責任の所在）

第3条 掲載された求人情報内容についての一切の責任は掲載依頼主が負うものとし、求人情報の掲載により第三者に損害を与えた場合は掲載依頼主の責任及び負担において解決するものとする。

（掲載の可否の判断及び申込み）

第4条 掲載の可否の判断は、本会社会局ホームページ管理部が行う。なお、掲載の申込み取扱も、社会局ホームページ管理部が行うものとする。

（掲載手続）

第5条 求人情報掲載の申込みは、本会ホームページ「求人情報」→「求人情報掲載をご希望の施設の皆様」に沿って行う。

2 求人情報内容は、求人情報フォーマット（Excel）を用いて申込者が作成し、メール添付にて送付する。

3 掲載は、求人情報申込みの受理及び掲載料振込の確認後に掲載する。原則として、1週間以内に掲載する。

（掲載期間）

第6条 ホームページにおける求人情報掲載期間は、原則として3ヶ月間とし、更新を希望する場合は改めて申込みをするものとする。なお、求人情報について掲載依頼主から削除の連絡があった場合はその段階で求人掲載を削除するものとする。ただし、期間満了前であっても一度掲載削除の申し出があった場合の再掲載は不可とする。

（掲載料）

第7条 求人情報掲載料については別途定める。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。